

兵庫県公報

平成21年3月31日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 統計委員会規則（統計課）	3
○ 兵庫県県民生活審議会規則の一部を改正する規則（県民生活課）	4
○ 兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（同）	4
○ 兵庫県スポーツ賞規則の一部を改正する規則（芸術文化課）	5
○ 単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	5
○ 健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（健康福祉部総務課）	5
○ 兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所管理規則の一部を改正する規則（健康福祉政策課）	6
○ 児童福祉規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（児童課）	6
○ 兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則（医務課）	13
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則（健康増進課）	15
○ 兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（障害福祉課）	15
○ 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則（工業振興課）	19
○ 農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則を廃止する規則（総合農政課）	21
○ 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）	21
○ 産業廃棄物審議会規則を廃止する規則（環境整備課）	22
○ 建設業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（県土整備部総務課）	22
○ 砂防指定地管理規則の一部を改正する規則（砂防課）	22
○ 景観の形成等に関する条例施行規則及び景観形成審議会規則の一部を改正する規則（都市政策課）	23
○ 兵庫県宅地保全審議会規則を廃止する規則（都市計画課）	25
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	25

公布された法令のあらまし

●統計委員会規則（規則第6号）

県が行う統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項の調査審議を行うために設置する統計委員会の組織及び運営に関して必要な事項を定めることとした。

●兵庫県県民生活審議会規則の一部を改正する規則（規則第7号）

附属機関設置条例の一部改正により、生涯学習審議会を県民生活審議会に統合することに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則（規則第8号）

兵庫県立生活創造センターの設置及び管理に関する条例の一部改正により、兵庫県立神戸生活創造センター及び兵庫県立東播磨生活創造センターの管理を指定管理者に行わせることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●兵庫県スポーツ賞規則の一部を改正する規則（規則第9号）

オリンピック競技大会その他のスポーツ競技大会において優秀な成績を収めた者に、時宜を失することなく兵庫県スポーツ賞を贈ってこれを表彰することができるよう、表彰の期日について所要の整備を行うこととした。

●単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（規則第10号）

一般職に属する職員の勤務時間の短縮に準じ、単純な労務に雇用される職員の勤務時間の短縮等を行うこととした。

●健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則（規則第11号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、健康環境科学研究センター使用料及び手数料の名称を健康

生活科学研究所使用料及び手数料に改めることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所管理規則の一部を改正する規則**（規則第12号）

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例の一部改正により、施設の名称を兵庫県立福祉のまちづくり研究所に改めることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**児童福祉規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則**（規則第13号）

児童福祉法等の一部改正により、児童自立生活援助の実施が県による措置から申込みによる実施に改められること、里親制度について見直しが行われること等に伴い、所要の整備を行う。

●**兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則**（規則第14号）

近年における助産師に期待される役割の拡大を踏まえ、教育内容の充実を図るため、助産学科の授業科目及び単位・時間数の見直しを行うとともに、成績の評価、単位認定等を柔軟に行うことができるよう、助産学科の授業科目の細分化を行うことに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則**（規則第15号）

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴い、同条例から削除する事務に関する規定を削除する等所要の整備を行うこととした。

●**兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則**（規則第16号）

心身障害者扶養共済制度の円滑な実施を図るため、加入等申込者（被保険者）告知書等の様式について、所要の整備を行うこととした。

●**工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則**（規則第17号）

- 1 機械器具の新規購入、移設等に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料及び試験手数料の額を定める等所要の整備を行うこととした。
- 2 地場産業製品の高度化を促進する材料試験について、工業技術センターにおいて依頼を受けて試験の業務を実施することに伴い、当該試験に係る試験手数料の額を定めることとした。
- 3 機械器具の廃止処分に伴い、当該機械器具に係る機械器具使用料及び試験手数料の規定を削除することとした。

●**農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則を廃止する規則**（規則第18号）

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、フォークリフト運転技能講習受講手数料及び車両系建設機械運転技能講習受講手数料を廃止することに伴い、農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則を廃止することとした。

●**兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**（規則第19号）

沿岸漁業改善資金助成法施行規則等の一部改正に伴い、燃料油の消費が節減される機器等を漁船に設置するための経営等改善資金の貸付限度額を引き上げるとともに、総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用する沿岸漁業従事者等に対する経営等改善資金及び青年漁業者等養成確保資金の貸付要件を緩和することとした。

●**産業廃棄物審議会規則を廃止する規則**（規則第20号）

附属機関設置条例の一部改正により、産業廃棄物審議会を兵庫県環境審議会に統合することに伴い、産業廃棄物審議会規則を廃止することとした。

●**建設業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則**（規則第21号）

建設業法の一部改正に伴い、同法の引用条文を改めることとした。

●**砂防指定地管理規則の一部を改正する規則**（規則第22号）

- 1 砂防設備の占用の許可に係る申請者の負担の軽減を図るため、当該許可の期間を延長することとした。
- 2 砂防指定地管理条例の一部改正により、砂防指定地内制限行為許可申請手数料等が創設されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**景観の形成等に関する条例施行規則及び景観形成審議会規則の一部を改正する規則**（規則第23号）

景観の形成等に関する条例の一部改正により、一定の規模を有するホテル、旅館、ぱちんこ店等の特定建築物等の新築等について届出の義務を課すとともに、当該行為を行う者に対して特定建築物等景観基準に基づいて必要な指導、勧告等を行うものとするに伴い、次の規則について所要の整備を行うこととした。

- 1 景観の形成等に関する条例施行規則
- 2 景観形成審議会規則

●**兵庫県宅地保全審議会規則を廃止する規則**（規則第24号）

附属機関設置条例及び兵庫県開発審査会条例の一部改正により、宅地保全審議会を兵庫県開発審査会に統合

することに伴い、兵庫県宅地保全審議会規則を廃止することとした。

●収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第25号）

- 1 使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、家畜保健衛生所手数料に、新たに病性鑑定家畜焼却手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 警察手数料徴収条例の一部改正により、道路交通法に関する警察手数料に、新たに認知機能検査手数料等が追加されることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 兵庫県立自然公園条例、砂防指定地管理条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正により、これらの条例に基づく手数料が新たに設けられることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

統計委員会規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 6 号

統計委員会規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、統計委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、統計調査条例（平成20年兵庫県条例第49号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 項に規定する知事等の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 条例第 3 条第 1 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定による県基幹統計調査の指定又は指定の解除に関すること。
- (2) 条例第12条第 2 項の規定による県基幹統計調査に係る匿名データの作成に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、県統計調査の実施及び結果の利用に関する重要事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織する。

（委員）

第 4 条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第 5 条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（補則）

第 7 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（招集の特例）

- 2 この規則の施行の日以後最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、知事が招集する。



兵庫県県民生活審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 7 号

兵庫県県民生活審議会規則の一部を改正する規則

兵庫県県民生活審議会規則（昭和38年兵庫県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「知事」の右に「(第 3 号に掲げる事項にあつては、知事又は教育委員会)」を加え、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 生涯学習に資するための施策に関すること。

第 2 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関して必要と認める事項を知事（同項第 3 号に掲げる事項に関して必要と認める事項にあつては、知事又は教育委員会）に建議することができる。

第 3 条第 2 項中「臨時委員」を「専門委員」に改める。

第 4 条中「臨時委員」を「専門委員」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、知事は、必要があると認めるときは、教育委員会の意見を聴くことができる。

第 5 条第 3 項中「臨時委員」を「専門委員」に改める。

第 6 条第 1 項中「会長」の右に「及び副会長 1 人」を加え、同条第 2 項中「会長」の右に「及び副会長」を加え、同条第 4 項中「会長に」を「会長及び副会長とともに」に、「会長が」を「会長及び副会長がともに」に、「その」を「会長の」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第16条第 2 項中「任命する」を「任命し、又は委嘱する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 6月 4日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県県民生活審議会規則第 4 条の規定により兵庫県県民生活審議会（以下「審議会」という。）の臨時委員に任命し、又は委嘱されている者は、改正後の兵庫県県民生活審議会規則（以下「改正後の規則」という。）第 4 条の規定により審議会の専門委員に任命し、又は委嘱された者とみなす。

3 この規則の施行の日以後任命し、又は委嘱される審議会の委員の任期は、改正後の規則第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、平成23年 2月25日までとする。



兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 8 号

兵庫県立生活創造センター管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立生活創造センター管理規則（平成20年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第13条」を「第10条」に改める。

第11条から第14条までを削る。

第15条中「別表第 2」を「別表」に改め、同条を第11条とする。

第16条中「(丹波の森公苑に係るものに限る。)」を削り、「第12条第 3 項」を「第 9 条第 3 項」に、「次条第 2 項」を「次条」に、「第11条」を「第 8 条」に、「第 2 条第 1 項第 3 号イ」を「第 2 条第 1 項第 1 号イ、第 2 号イ及び第 3 号イ」に改め、同条を第12条とする。

第17条第 1 項を削り、同条第 2 項中「丹波の森公苑」を「生活創造センター」に改め、同項を同条とし、同条を第13条とする。

別表第 1 を削り、別表第 2 中「第15条」を「第11条」に改め、同表中 2 の部を 3 の部とし、 1 の部を 2 の部

とし、同部の前に次のように加える。

1 神戸生活創造センターの附属設備の利用料金に係る基準額

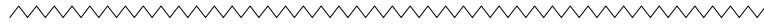
附属設備	基準額
電子ピアノ	1台につき1,900円

別表第2を別表とする。

様式第3号及び様式第4号を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県スポーツ賞規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第9号

兵庫県スポーツ賞規則の一部を改正する規則

兵庫県スポーツ賞規則（昭和39年兵庫県規則第118号）の一部を次のように改正する。

第4条中「行なう」を「行う」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年兵庫県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第4条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第6条中「半日勤務時間（第4条第2項の規定により勤務時間が割り振られた日の勤務時間の2分の1に相当する時間をいう。以下同じ。）」を「4時間」に、「当該半日勤務時間」を「当該4時間の勤務時間」に改める。

第7条第1項中「40時間（短時間勤務職員にあっては、第3条第2項又は第3項の規定に基づき定める時間）」を「38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては第3条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあっては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあっては同条第4項の規定に基づき定める時間）」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第11号

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則の一部を改正する規則

健康福祉事務所使用料及び手数料等の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第15号）の一部を次のように改正する。

本則中「別表第 2 健康環境科学研究センター使用料及び手数料の款」を「別表第 2 健康生活科学研究所使用料及び手数料の款」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。



兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第12号

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所管理規則の一部を改正する規則

兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所管理規則（平成 5 年兵庫県規則第79号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

兵庫県立福祉のまちづくり研究所管理規則

第 1 条中「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所の設置及び管理に関する条例」を「兵庫県立福祉のまちづくり研究所の設置及び管理に関する条例」に、「兵庫県立福祉のまちづくり工学研究所（）」を「兵庫県立福祉のまちづくり研究所（）」に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。



児童福祉規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第13号

児童福祉規則及び児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

（児童福祉規則の一部改正）

第 1 条 児童福祉規則（昭和39年兵庫県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第18条第 2 項を次のように改める。

2 県民局長は、法第25条の 8 第 2 号の規定による措置を採るときは同号の規定による指導を行う知的障害者福祉司又は社会福祉主事の氏名及び同号の措置を採る旨を、同号の規定による措置をやめるときはその旨を当該児童又はその保護者に通知しなければならない。

第18条第 3 項中「規定による」を削り、「とる」を「採る」に改める。

第19条第 1 項を次のように改める。

児童相談所長は、法第26条第 1 項第 2 号の規定による措置を採るときは同号の規定による指導を行う児童福祉司の氏名、児童委員の氏名及び住所又は同号の規定による委託に基づき指導を行う者の名称及び所在地並びに同号の措置を採る旨を、同号の規定による措置をやめるときはその旨を当該児童又はその保護者に通知しなければならない。

第19条第 2 項中「規定による」を削る。

第25条第 1 項中「里親の認定等に関する省令（平成14年厚生労働省令第115号）第 6 条、第15条、第17条又は第20条の規定により」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

（専門里親の申請等）

第25条の 2 専門里親になることを希望する養育里親は、様式第21号の 2 の専門里親申請書をその者の居住地を管轄する児童相談所長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の専門里親申請書の提出があつた場合について準用する。

第28条の4の見出しを「(児童自立生活援助事業等廃止届等)」に改め、同条中「児童自立生活援助事業廃止(休止)届」を「児童自立生活援助事業等廃止(休止)届」に改め、同条を第28条の5とする。

第28条の3の見出しを「(児童自立生活援助事業等変更届)」に改め、同条中「児童自立生活援助事業変更届」を「児童自立生活援助事業等変更届」に改め、同条を第28条の4とする。

第28条の2の見出しを「(児童自立生活援助事業等開始届)」に改め、同条中「児童自立生活援助事業開始届」を「児童自立生活援助事業等開始届」に改め、同条を第28条の3とし、第28条の次に次の1条を加える。

(児童自立生活援助事業の申込書)

第28条の2 法第33条の6第2項に規定する申込書の様式は、様式第22号の2のとおりとする。

第28条の5の次に次の3条を加える。

(一時預かり事業開始届)

第28条の6 法第34条の11第1項の規定による届出は、様式第27号の一時預かり事業開始届によらなければならない。

(一時預かり事業変更届)

第28条の7 法第34条の11第2項の規定による届出は、様式第28号の一時預かり事業変更届によらなければならない。

(一時預かり事業廃止届等)

第28条の8 法第34条の11第3項の規定による届出は、様式第29号の一時預かり事業廃止(休止)届によらなければならない。

第31条の見出しを「(措置費等の請求)」に改め、同条に後段として次のように加える。

県の委託を受けて児童自立生活援助事業を行う者が当該事業の実施に係る費用を請求するときも、同様とする。

様式第21号を次のように改める。

様式第21号(第25条関係)

※ 経 由 事 務	児童相談所	
	受 理 番 号	第 号
	受理年月日	年 月 日

里 親 申 請 書

兵庫県知事 様

年 月 日

申 請 者	氏 名	Ⓜ 現住所	電話 () - 番	
-------------	--------	-------	---------------------	--

申 請 者 及 び そ の 同 居 人	ふりがな氏名	生年月日	性別	続柄	職業	健康状態	里親歴の有無	摘要
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						
		・ ・						

養育里親研修の修了（見込）年月日		年 月 日	
住居の状況	敷 地	m ²	1 一戸建ての持家
	延床面積	m ²	2 分譲マンション等の持家
	室 数	室	3 一戸建ての民間借家
			4 賃貸マンション、アパート等の民間借家
			5 県又は市町の公営住宅
			6 公団、公社等の賃貸住宅
			7 社宅、官公舎等

申 請 内 容	里親の種類					
	希 望 児 童	性別	年齢	人数	児童受託期間	その他の希望事項 (養育に対する希望等を記入)
申 請 の 理 由						
備 考						

- 注 1 養子縁組を希望する場合は、「その他の希望事項」欄にその旨を記入してください。
- 2 他の都道府県において里親であつたことがある場合には、「備考」欄に都道府県名を記入してください。
- 3 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。
- (1) 申請者及びその同居人の履歴書
 - (2) 申請者の居住する家屋の平面図
 - (3) 養育里親になることを希望する者にあつては、養育里親研修を修了し、又は修了する見込みであることを証する書類
 - (4) 法第34条の15第1項各号に掲げる養育里親の欠格事由に該当しないことを誓約する書類
- 様式第21号の次に次の1様式を加える。

様式第21号の2 (第25条の2 関係)

専 門 里 親 申 請 書								
兵庫県知事 様								
年 月 日								
申 請 者	氏 名	Ⓜ 里親登録 年 月 日 登録番号			現住所		電話 () - 番	
	申 請 者 及 び そ の 同 居 人	ふ り が な 氏 名	生年月日	性別	続柄	職 業	健康状態	摘要
		. .						
		. .						
		. .						
		. .						
		. .						
専門里親研修の修了 (見込) 年月日		年 月 日						
申 請 内 容	希 望 児 童	性別	年齢	人数	児童受 託期間	その他の希望事項 (養育に対する希望等を記入)		
	申 請 の 理 由							
備 考								

注 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 申請者及びその同居人の履歴書
- (2) 申請者の居住する家屋の平面図
- (3) 法第34条の15第1項各号に掲げる養育里親の欠格事由に該当しないことを誓約する書類
- (4) 省令第1条の36第1号に掲げるいずれかの要件に該当することを証する書類
- (5) 専門里親研修を修了し、又は修了する見込みであることを証する書類

様式第22号の次に次の1様式を加える。

様式第22号の2 (第28条の2 関係)

児童自立生活援助実施申込書

年 月 日

兵庫県知事 様

申込者
 氏名.....
 (代行事業者)
 代表者 氏名.....

児童福祉法による児童自立生活援助の実施を希望しますので、同法第33条の6第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申し込みます。

氏名	年 月 日生 (男 ・ 女)
居住地	
職業	
希望理由	
備考	

注 申込書には、児童福祉法による費用の徴収に関する規則第6条第2項に定める書類を添付してください。

様式第23号中「第28条の2」を「第28条の3」に、「児童自立生活援助事業開始届」を「児童自立生活援助事業等開始届」に、「児童自立生活援助事業を」を「(児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業)を」に、「事業の内容」を「事業の種類及び内容」に、

「

条例、定款その他の基本約款
職員の定数及び職務の内容
主な職員の氏名及び経歴
事業を行おうとする区域
市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称

」

を

「

職員の定数及び職務の内容
当該事業の用に供する施設の名称、種類及び所在地

」

に改め、同様式に注として次のように加える。

注 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 条例、定款その他の基本約款
- (2) 運営規程
- (3) 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類

様式第25号中「第28条の3」を「第28条の4」に、「児童自立生活援助事業変更届」を「児童自立生活援助事業等変更届」に、「児童自立生活援助事業を」を「(児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業)を」に改める。

様式第26号中「第28条の4」を「第28条の5」に、「児童自立生活援助事業廃止(休止)届」を「児童自立生活援助事業等廃止(休止)届」に、「児童自立生活援助事業を」を「(児童自立生活援助事業・小規模住居型児童養育事業)を」に、「又は」を「、又は」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第27号(第28条の6関係)

一時預かり事業開始届

年 月 日

兵庫県知事 様

事業者

代表者 氏名.....㊟

児童福祉法による一時預かり事業を開始したいので、同法第34条の11第1項の規定により関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

事業の種類及び内容
経営者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地)
職員の定数及び職務の内容
事業を行おうとする区域(市町の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町の名称を含む。)
事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員
建物その他設備の規模及び構造
事業開始の予定年月日

注 申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 条例、定款その他の基本約款
- (2) 主な職員の氏名及び経歴を記載した書類
- (3) 建物その他設備の規模及び構造を示す図面

様式第28号(第28条の7関係)

一時預かり事業変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

事業者

代表者 氏名.....㊟

児童福祉法による一時預かり事業を次のとおり変更したので、同法第34条の11第2項の規定により届け出ます。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後

様式第29号（第28条の8関係）

一時預かり事業廃止（休止）届

年 月 日

兵庫県知事 様

事業者

代表者 氏名.....㊟

児童福祉法による一時預かり事業を次のとおり廃止（休止）したいので、同法第34条の11第3項の規定により届け出ます。

廃止又は休止しようとする年月日
廃止又は休止の理由

現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

(児童福祉法による費用の徴収に関する規則の一部改正)

第 2 条 児童福祉法による費用の徴収に関する規則（昭和39年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「又は法第23条第 2 項」を「、法第23条第 2 項」に改め、「母子保護の実施」の右に「又は法第33条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施」を加える。

第 2 条第 3 号中「実施又は第27条第 1 項第 3 号」を「実施、法第27条第 1 項第 3 号」に改め、「措置」の右に「又は法第33条の 6 第 1 項に規定する児童自立生活援助の実施」を加える。

別表第 1 注 2 中「第314条の 7」を「第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項、第314条の 8」に、「及び」を「並びに」に改め、同表注 3 中「には、所得税法」の右に「第78条第 2 項第 1 号、」を、「第41条の 2」の右に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「、第41条の19の 3 第 1 項」を「並びに第41条の19の 3 第 1 項」に、「附則第10条及び」を「附則第10条並びに」に改める。

別表第 2 注 2 中「第314条の 7」を「第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項、第314条の 8」に、「及び」を「並びに」に改め、同表注 3 中「には、所得税法」の右に「第78条第 2 項第 1 号、」を、「第41条の 2」の右に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「、第41条の19の 3 第 1 項」を「並びに第41条の19の 3 第 1 項」に、「附則第10条及び」を「附則第10条並びに」に改める。

別表第 3 中「里親及び施設（助産施設を除く。）」を「里親、施設（助産施設を除く。）等」に改め、同表納入義務者の属する世帯の階層区分の款中「及び母子生活支援施設」を「、母子生活支援施設及び児童自立生活援助」に改め、同表注 2 中「第314条の 7」を「第314条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 項、第314条の 8」に、「及び」を「並びに」に改め、同表注 3 中「には、所得税法」の右に「第78条第 2 項第 1 号、」を、「第41条の 2」の右に「、第41条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」を加え、「、第41条の19の 3 第 1 項」を「並びに第41条の19の 3 第 1 項」に、「附則第10条及び」を「附則第10条並びに」に改め、同表注 5 中「当該児童の措置に要した費用又は当該母子保護の実施」を「当該母子保護の実施、児童の措置又は児童自立生活援助の実施」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の児童福祉法による費用の徴収に関する規則の規定は、平成21年 4 月 1 日以降の措置等に要する費用の徴収について適用する。



兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第14号

兵庫県立総合衛生学院学則の一部を改正する規則

兵庫県立総合衛生学院学則（昭和46年兵庫県規則第76号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

助産学科の授業科目等

授 業 科 目		単位数（授業時間数）	備 考
基礎助産学	助 産 学 概 論	1	
	生 殖 の 形 態 ・ 機 能	2	
	基 礎 助 産 学 I	1	
	基 礎 助 産 学 II	1	
	基 礎 助 産 学 III	1	
	基 礎 助 産 学 IV	1	
	基 礎 助 産 学 V	1	
	人 間 の 性	1	
	親 子 関 係 論	1	
	家 族 社 会 学	1	
	小 計	11 (180)	
助産診断・技術学	助産診断・技術学概論	1	
	健 康 教 育 論	2	
	助産診断・技術学 I	2	
	助産診断・技術学 II	2	
	助産診断・技術学 III	1	
	助産診断・技術学 IV	1	
	助 産 援 助 論	1	
	小 計	10 (240)	
地 域 母 子 保 健		2 (30)	
助 産 管 理		1 (30)	
助 産 研 究		1 (30)	
臨地実習	健 康 教 育 論 実 習	1	
	助産診断・技術学実習 I	2	
	助産診断・技術学実習 II	4	
	助産診断・技術学実習 III	3	
	地 域 母 子 保 健 実 習	1	
	助 産 管 理 実 習	1	
	小 計	12 (540)	
合 計		37 (1,050)	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県立総合衛生学院学則の規定は、平成21年 4月 1日以降に入学する者について適用し、同日前に入学した者については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第15号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則の一部を改正する規則

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の規定により市町が処理する事務を定める規則(平成12年兵庫県規則第10号)の一部を次のように改正する。

本則の表 1 の項中「5の部(3)の項イ」を「5の部(4)」に改め、同表30の項を次のように改める。

30 削除	
-------	--

本則の表45の 2 の項を削り、同表56の項中「80の部(10)の項」を「80の部(3)の項」に改め、「57の項において「施行規則」という。」を削り、同表57の項を次のように改める。

57 削除	
-------	--

本則の表61の 2 の項の次に次のように加える。

61の 3 条例本則の表84の 3 の部に規定する規則で定める事務	1 障害者自立支援規則(平成18年兵庫県規則第48号。以下この項において「規則」という。)第 3 条の規定により知事が作成する書類(精神障害者に関するものに限る。)の交付に関する事務 2 規則第 5 条の規定により知事に提出される書類(精神障害者に関するものに限る。)の受理に関する事務
-----------------------------------	--

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日から施行する。



兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第16号

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。様式第 3 号を次のように改める。

様式第3号 (第3条関係)

加入等申込者(被保険者)告知書

自治体コード 加入番号

都道府県・指定都市記載欄

兵庫県知事 様
次の事項は、事実と相違ありません。

告知日 年 月 日
フリガナ (姓) (名) (印)
性別 1 男 1 昭和
2 女 2 平成
生年月日 年 月 日

申込者の告知
1 最近3月以内に、医師の診察、検査、治療又は投薬を受けたことがありますか。
2 過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと又は継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
3 過去5年以内に次の病気で医師の診察、検査、治療又は投薬を受けたことがありますか。
4 過去5年以内に、上記3以外の病気やけがで2週間以上にわたり、医師の診断、検査、治療又は投薬を受けたことがありますか。
5 現在身体に障害がありますか。

【詳細記入欄】 1～4に「はい」があつた場合は、その内容についてそれぞれ詳細を記入してください。
その内容が「高血圧症」又は「糖尿病」に関するものである場合は、数値等も記入してください。
なお、記入欄が不足する場合は、告知書を複数枚使用してください。
「はい」をつけた該当番号
1 2 3 4
1 2 3 4

心身障害者
フリガナ (姓) (名)
性別 1 男 1 明治 2 大正
2 女 3 昭和 4 平成
生年月日 年 月 日
障害の種類及び程度
1 知的障害 (1) A (2) B
2 身体障害 (1) 1級 (2) 2級 (3) 3級
3 精神障害 (1) 1級 (2) 2級
4 その他 (1) その他

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第7条関係)

身 体 障 害 診 断 書

1 氏名	男・女	2 生年月日	明治 大正 昭和 平成	年 月 日
3 障害の種類	(1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの (2) 言語の機能を全く永久に失ったもの (3) そしやくの機能を全く永久に失ったもの (4) 両上肢を手関節以上で失ったもの (5) 両下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢を手関節以上で失いかつ、1下肢を足関節以上で失ったもの (7) 両上肢の用を全く永久に失ったもの (8) 両下肢の用を全く永久に失ったもの (9) 10手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの (10) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの		8 受傷(発病)日	年 月 日 医師推定・患者申告
			9 初診日	年 月 日
			10 入院日	年 月 日
			11 退院日	年 月 日
4 傷病名	医師推定			
5 4の原因	患者申告			
6 障害の部位			12 終診日	年 月 日
7 今回の受傷以前にあった身体障害	有 無	部位及び障害内容	13 前医	有 無 住所及び氏名
14 今回の受傷(発病)から初診までの経過、初診時の主訴及び所見並びにその後の経過及び障害状態の詳細				
治療内容				
手術名				
手術日 年 月 日				
15 視力障害	裸眼視力・矯正視力		矯正不能・不適の場合は	
右 眼	()		その理由 ()	
左 眼	()			
検査(計測)日 年 月 日				
16 聴力障害	周波数		17 機能し障害や害く	
	(1) 聴力レベル	500Hz 1000Hz 2000Hz 右 () dB () dB () dB 左 () dB () dB () dB	(1) 通常の飲食物が食べられる (2) かゆ食又はこれに準ずる程度の飲食物であれば食べられる (3) 流動食しか摂取できない	
検査(計測)日 年 月 日			検査(計測)日 年 月 日	
18 言語機能の障害	(1) 程度		(2) 原因	
	ア言語機能の喪失(音声語による意思の疎通が全くできない) イ言語機能の著しい障害(身振り、書字その他の補助動作がなくては音声言語による意思の疎通が困難である) ウ言語機能の障害(簡単な単語の発語により意思の疎通がかるうじて可能) エその他		アこう頭摘出(全部・一部) イ中枢性失語症 ウ構音障害(口唇音・歯舌音・ロがい音・こう頭音) ※全不能な場合は口唇音等すべてに○印をつける。 エその他()	
検査(計測)日 年 月 日				

お願い
3 2 1
15
21
関節の運動範囲については、障害のある場合に記入してください。
訂正の場合、訂正印を必ず押印してください。

19 運動麻ひ、欠損又は短縮

四肢、手指又は足指の切断の場合は、切断箇所にはつきりと線を入れてください。
四肢の完全運動麻ひの場合は、その部位を斜線で示してください。
下肢短縮の場合は、その程度を記入してください。

(右手骨) (左足骨) (右手骨) (右足骨)

遠位指節間関節
近位指節間関節
中足指節間関節
リスフラン関節
指節間関節
中指骨
シヨパール関節
足指骨
中指指節間関節
中手指節間関節
指節骨
中指指節間関節

右下肢短縮 () 左下肢短縮 ()

検査(計測)日 年 月 日

20 手指又は足指の運動障害(自動運動範囲)	右 手指・足指	第1指	第2指	第3指	第4指	第5指	※ (一)については、記入の必要はありません。 母指については、指節間関節とします。
	遠位指節間関節 近位指節間関節 中手指節間関節	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	
左 手指・足指	遠位指節間関節 近位指節間関節 中手指節間関節	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	伸展度 () 屈曲度 ()	

21 四肢関節の運動障害(自動運動範囲)	運動の種類・範囲		MMT(※)	伸展度～屈曲度	内転度～外転度	内旋度～外旋度
	部位	右		～	～	～
		左		～	～	～
	肩関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	肘関節	右		～	～	～
		左		～	～	～
	手関節	右		～	～	～
左			～	～	～	
股関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	
膝関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	
足関節	右		～	～	～	
	左		～	～	～	

※MMT(徒手筋力テスト)欄には、結果を0～5の数値で記入してください。

22 回復の可能性と症状の固定についての意見

上記の障害状態を診断された日 年 月 日
 症状の固定時期 年 月 日 頃

上記のとおり診断します。 年 月 日

所在地
 病院、診療所等の名称
 医師氏名

(印)

現 況	1 施設入所等の状況
	(1) 施設入所（入所施設名
	(2) 入院 (3) 在宅
	(4) その他（
	2 就学又は就労の状況
	(1) 特別支援学校 (2) 特別支援学級 (3) 就労
	3 年金の支給停止事由
	(1) 所在が1箇月以上不明
	(2) 禁錮以上の刑に処せられ刑の執行を受けている。
	(3) 日本国内に住所を有しない。
4 年金管理者の有無	
(1) 有	
ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ 兄弟姉妹	
オ その他の親族 カ その他（	
(2) 無	

を

現 況	1 年金の支給停止事由
	(1) 所在が1箇月以上不明
	(2) 禁錮以上の刑に処せられ刑の執行を受けている。
	(3) 日本国内に住所を有しない。
	2 年金管理者の有無
	(1) 有
	ア 父 イ 母 ウ 祖父母 エ 兄弟姉妹
	オ その他の親族 カ その他（
	(2) 無

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第17号

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部を改正する規則

工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則（昭和48年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第3 ゴム機械の款ゴム押出機の項の次に次のように加える。

ゴム用射出成型装置	1時間につき	950円
-----------	--------	------

別表第3 加熱炉の款ガス及び油冷却形真空熱処理炉の項の次に次のように加える。

オートクレーブ	1時間につき	250円
---------	--------	------

別表第3 皮革機械の款ペーパーロール機の項を削り、同款小型バンドナイフマシンの項の次に次のように加

える。

革打抜機	1時間につき	250円
------	--------	------

別表第3皮革機械の款染色堅ろう度試験機の項を次のように改める。

染色堅ろう度試験機	日本工業規格によるもの	1時間につき	500円
	国際標準化機構の規格によるもの	1時間につき	300円

別表第3繊維機械の款全自動単糸強力試験機の項中「600円」を「450円」に改め、同表試験機械の款走査型電子顕微鏡の項を削り、同款エネルギー分散型エックス線分析装置の項の次に次のように加える。

エネルギー分散型エックス線分析装置付走査型電子顕微鏡	1時間につき	2,600円
----------------------------	--------	--------

別表第3試験機械の款暗視野顕微鏡の項の次に次のように加える。

倒立型生物顕微鏡	1日につき	950円
----------	-------	------

別表第3試験機械の款フーリエ変換赤外分光光度計の項の次に次のように加える。

ラマン分光測定装置	1時間につき	1,550円
紫外可視分光光度計	1時間につき	600円

別表第3試験機械の款液体クロマトグラフの項の次に次のように加える。

有機材料用液体クロマトグラフ	1時間につき	950円
----------------	--------	------

別表第3試験機械の款タンパク質・核酸電気泳動装置の項の次に次のように加える。

飛行時間型質量分析システム	1時間につき	1,950円
---------------	--------	--------

別表第3試験機械の款食品物性評価装置の項の次に次のように加える。

純水及び超純水製造装置	1リットルにつき	50円
クリーンベンチ	1日につき	1,800円

別表第3試験機械の款微生物培養器の項の次に次のように加える。

振とう培養装置	1日につき	1,500円
---------	-------	--------

別表第3試験機械の款凍結乾燥機の項の次に次のように加える。

プログラム低温恒温器	1日につき	2,800円
液体窒素試料保存容器	1日につき	950円
バイオフィリーザー	1日につき	220円
保冷库	1日につき	150円

別表第3試験機械の款高延性材料試験機の項中「1,700円」を「1,500円」に改め、同款走査型電子顕微鏡付疲労試験機の項、ダンロップ式反発弾性試験機の項、電気透析脱塩装置の項及び光スペクトラムアナライザーの項を削り、同款高速遠心機の項の次に次のように加える。

高速冷却遠心機	1時間につき	750円
超音波ホモジナイザー	1日につき	1,850円

別表第4包装及び包装材料試験の款振動試験の項を削り、同表織物及び繊維材料試験の款全自動糸引張試験の項中「1,400円」を「950円」に改め、同表皮革材料試験の款色相試験の項を削り、同表染色堅ろう度試験の項を次のように改める。

染色堅ろう度試験	日本工業規格によるもの		1件につき	1,100円
	国際標準化機構の規格によるもの	湿潤なもの	1件につき	2,000円
		その他のもの	1件につき	850円

別表第4皮革材料試験の款施光度測定を削り、同表遊離ホルムアルデヒド測定を削り、同表次のように加える。

六価クロム溶出量測定	1測定につき	7,900円
------------	--------	--------

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成21年4月1日から施行する。
(兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則の一部改正)
- 兵庫県立先端科学技術支援センター管理規則(平成5年兵庫県規則第42号)の一部を次のように改正する。
別表3の部飛行時間型質量分析システムの項、ラマン分光測定装置の項、液体クロマトグラフの項、高速冷却遠心機の項、紫外可視分光光度計の項、オートクレーブの項、純水及び超純水製造装置の項、超音波ホモジナイザーの項から振とう培養装置の項まで及び液体窒素試料保存容器の項から保冷庫の項までを削る。



農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第18号

農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則を廃止する規則

農林水産技術総合センター手数料の額を定める規則(昭和51年兵庫県規則第93号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。



兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第19号

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和54年兵庫県規則第114号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書を削る。

別表第1漁ろう作業省力化機器等設置資金の項中「第4条第1項ただし書の」を「総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う沿岸漁業従事者等で、漁業共同改善計画(青年漁業者等が組織する団体による漁業経営の改善のための取組に関する計画をいう。以下同じ。)について」に改め、同表燃料油消費節減機器等設置資金の項中「1,300万円(」を「2,500万円(」に、「1,200万円」を「2,400万円」に改める。

別表第3 漁業経営開始資金の項中「第4条第1項ただし書の」を「総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して水産動植物の採捕の事業を行う沿岸漁業従事者等で、漁業共同改善計画について」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける沿岸漁業改善資金について適用し、同日前に貸し付けられた沿岸漁業改善資金については、なお従前の例による。



産業廃棄物審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第20号

産業廃棄物審議会規則を廃止する規則

産業廃棄物審議会規則（平成元年兵庫県規則第60号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日において産業廃棄物審議会の委員である者の任期は、廃止前の産業廃棄物審議会規則第5条の規定にかかわらず、その日に満了する。



建設業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

建設業に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

建設業に関する手続を定める規則（昭和39年兵庫県規則第68号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第25条の18第1項」を「第25条の21第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



砂防指定地管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第22号

砂防指定地管理規則の一部を改正する規則

砂防指定地管理規則（昭和37年兵庫県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「5年」を「10年」に改める。

様式第1号中

「

砂防指定地内制限行為許可申請書
砂 防 設 備 占 用

」

を

「

兵庫県収入証紙
ちよう付欄

砂防指定地内制限行為許可申請書
砂 防 設 備 占 用

」

に、

「

行為又は占用の目的

」

を

「

行為又は占用の主な目的（該当する事項を○で囲むこと。）
自己居住 ・ 農林水産業 ・ 自己業務 ・ その他

」

に改める。

様式第 4 号中

「

砂防指定地内制限行為許可更新申請書
砂 防 設 備 占 用

」

を

「

兵庫県収入証紙
ちよう付欄

砂防指定地内制限行為許可更新申請書
砂 防 設 備 占 用

」

に改める。

附 則

この規則は、平成21年 4月 1 日から施行する。



景観の形成等に関する条例施行規則及び景観形成審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第23号

景観の形成等に関する条例施行規則及び景観形成審議会規則の一部を改正する規則

(景観の形成等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 景観の形成等に関する条例施行規則（昭和60年兵庫県規則第48号）の一部を次のように改正する。

目次及び第 4 章の 2 の章名中「景観影響評価」を「特定建築物等」に改める。

第22条の 2 を次のように改める。

(行為の届出)

第22条の 2 第 5 条の規定は、条例第27条の 2 の 2 の規定による届出について準用する。

第22条の2の次に次の2条を加える。

(通知をもつて届出に代える法人)

第22条の2の2 条例第27条の2の6の規定による規則で定める法人は、第8条に規定する法人とする。

(行為の通知)

第22条の2の3 第9条の規定は、条例第27条の2の6の規定による通知について準用する。

第22条の3中「第27条の2」を「第27条の2の7」に改める。

第22条の7の見出し中「評価書」を「評価書等」に改め、同条第1項第2号中「写し」の右に「及び再審査意見書の写し」を加える。

第26条中「又は第23条」を「、第23条又は第27条の2の2」に改める。

別表第1中「第22条」の右に「、第22条の2、第22条の2の3」を加え、

協議書、予測書又は評価書		
--------------	--	--

を

協議書、予測書又は評価書		
景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写し		

に改め、同表備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

3 景観影響評価書の写し及び再審査意見書の写しは、条例第4章の2の規定による景観影響評価の手続を行った場合に添付すること。

別表第4中「又は風景形成地域以外の地域における大規模建築物等」を「若しくは風景形成地域以外の地域における大規模建築物等又は特定建築物等」に改め、同表景観形成重要建造物等に係る行為(変更)届出書の項の次に次のように加える。

景観影響評価準備書提出書	2部
説明会開催等実施届及び説明会開催等実施状況報告書	1部
景観影響評価書提出書	2部

様式第1号中「第18条」の右に「、第22条の2」を加え、同様式正本の部及び副本の部中

事前協議	事前協議(調査・予測・評価)要(年 月 日 済) ・不要
------	-------------------------------

を

事前協議	事前協議(調査・予測・評価)要(年 月 日 済) ・不要
景観影響評価手続	景観影響評価手続 要 ・不要
	再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

に改める。

様式第 2 号中「第22条」の右に「、第22条の 2 の 3」を加え、同様式正本の部及び副本の部中

「

事前協議	事前協議（調査・予測・評価）要（ 年 月 日 済） ・不要
------	--

」

を

「

事前協議	事前協議（調査・予測・評価）要（ 年 月 日 済） ・不要
景観影響 評価手続	景観影響評価手続 要 ・不要
	再審査意見書の年月日及び文書番号 年 月 日 第 号

」

に改める。

様式第 7 号中「第27条の 2」を「第27条の 2 の 7」に改める。

（景観形成審議会規則の一部改正）

第 2 条 景観形成審議会規則（平成 5 年兵庫県規則第23号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第23号を第27号とし、第19号から第22号までを 4 号ずつ繰り下げ、第18号を第21号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(22) 景観条例第27条の 8 の 2 第 1 項の規定による再審査意見書の作成に関すること。

第 2 条第 1 項第17号の次に次の 3 号を加える。

(18) 景観条例第27条の 2 第 1 項の規定による特定建築物等景観基準の決定又は変更に関すること。

(19) 景観条例第27条の 2 の 4 第 1 項の規定による特定建築物等に係る勧告に関すること。

(20) 景観条例第27条の 2 の 5 第 1 項の規定による特定建築物等に係る要請に関すること。

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。



兵庫県宅地保全審議会規則を廃止する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第24号

兵庫県宅地保全審議会規則を廃止する規則

兵庫県宅地保全審議会規則（昭和37年兵庫県規則第22号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において宅地保全審議会の委員である者の任期は、廃止前の兵庫県宅地保全審議会規則第 5 条の規定にかかわらず、その日に満了する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第25号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 2 に掲げるもの）の項 1 (4) 中「家畜衛生」

を「家畜衛生等」に改め、同項 1 中(4)を(5)とし、(3)の次に(4)として次のように加える。

(4) 病性鑑定家畜焼却手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項12中(8)を削り、(7)を(11)とし、(6)を(10)とし、(5)の次に(6)から(9)までとして次のように加える。

(6) 教育職員検定手数料

(7) 教育職員免許状有効期間更新手数料

(8) 教育職員免許状有効期間延長手数料

(9) 教育職員免許状更新講習受講手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項12(11)の次に(12)から(15)までとして次のように加える。

(12) 教育職員免許状更新講習修了確認手数料

(13) 教育職員免許状更新講習修了確認期限後確認手数料

(14) 教育職員免許状更新講習修了確認期限延期手数料

(15) 教育職員免許状更新講習免除手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項16(7)及び(8)中「5 トン以上の漁船を使用して行なう漁業に係る」を削り、同項18を次のように改める。

18 漁港漁場整備法に関する手数料

(1) 漁港区域内工作物建設等許可申請手数料

(2) 漁港区域内工作物建設等変更許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項23(9)の次に(10)及び(11)として次のように加える。

(10) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付手数料

(11) 家畜人工授精等講習会修業試験合格証明書等再交付手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項23の次に23の 2 として次のように加える。

23の 2 港湾法に関する手数料

(1) 港湾区域内工事等許可申請手数料

(2) 港湾区域内工事等変更許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項27の次に27の 2 として次のように加える。

27の 2 森林法に関する手数料

(1) 林地開発行為許可申請手数料

(2) 林地開発行為変更許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項29を次のように改める。

29 宅地建物取引業法に関する手数料

(1) 宅地建物取引業者免許証書換え交付手数料

(2) 宅地建物取引業者免許証再交付手数料

(3) 宅地建物取引主任者証書換え交付手数料

(4) 宅地建物取引主任者証再交付手数料

(5) 宅地建物取引業諸証明手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項34の次に34の 2 として次のように加える。

34の 2 海岸法に関する手数料

(1) 海岸保全区域内制限行為許可申請手数料

(2) 海岸保全区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項36の次に36の 2 及び36の 3 として次のように加える。

36の 2 自然公園法に関する手数料

国定公園特別地域又は特別保護地区内行為許可申請手数料

36の3 地すべり等防止法に関する手数料

- (1) 地すべり防止区域内制限行為許可申請手数料
- (2) 地すべり防止区域内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 地すべり防止区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(32)を次のように改める。

(32) 削除

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項41(49)及び(50)中「高度管理医療機器」を「又は高度管理医療機器」に改め、「又は医薬品の販売先等変更許可証」を削り、同項43を次のように改める。

43 河川法に関する手数料

- (1) 河川保全区域内制限行為許可申請手数料
- (2) 河川保全区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項47中(6)を削り、(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に(3)として次のように加える。

(3) 完了公告前建築等承認申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項47の次に47の2として次のように加える。

47の2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に関する手数料

- (1) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可申請手数料
- (2) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域内制限行為変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項50(7)の次に(8)及び(9)として次のように加える。

- (8) 一般廃棄物処理施設の許可証等書換え交付手数料
- (9) 一般廃棄物処理施設の許可証等再交付手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項50の次に50の2として次のように加える。

50の2 都市緑地法に関する手数料

- (1) 特別緑地保全地区内建築物等制限行為許可申請手数料
- (2) 特別緑地保全地区内建築物等制限行為変更許可申請手数料
- (3) 特別緑地保全地区内宅地等制限行為許可申請手数料
- (4) 特別緑地保全地区内宅地等制限行為変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項57の次に57の2として次のように加える。

57の2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に関する手数料

- (1) 特定開発行為許可申請手数料
- (2) 特定開発行為変更許可申請手数料

別表第1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第4に掲げるもの）の項63の次に64及び65として次のように加える。

64 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に関する手数料

- (1) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
- (2) 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (3) 譲受人を決定した場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
- (4) 認定計画実施者の地位の承継の承認申請手数料

65 その他の手数料

その他の証明手数料（知事が別に定めるものに限る。）

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(5)の2の次に(5)の3として次のように加える。

(5)の3 認知機能検査手数料

別表第1 警察手数料徴収条例に基づく手数料の項7(14)の次に(15)として次のように加える。

(15) 認知機能検査員講習手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項 2 の次に 2 の 2 及び 2 の 3 として次のように加える。

2 の 2 兵庫県立自然公園条例に基づく手数料

兵庫県立自然公園特別地域内行為許可申請手数料

2 の 3 風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく手数料

- (1) 風致地区内建築物等制限行為許可申請手数料
- (2) 風致地区内建築物等制限行為変更許可申請手数料
- (3) 風致地区内宅地等制限行為許可申請手数料
- (4) 風致地区内宅地等制限行為変更許可申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例及び警察手数料徴収条例以外の法令に基づく手数料の項 8 の次に 8 の 2 として次のように加える。

8 の 2 砂防指定地管理条例に基づく手数料

- (1) 砂防指定地内制限行為許可申請手数料
- (2) 砂防指定地内制限行為許可更新申請手数料
- (3) 砂防指定地内制限行為変更許可申請手数料

附 則

この規則は、平成21年 4月 1日 から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項16の改正規定
平成21年 7月 1日
- (2) 別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項41及び同表警察手数料徴収条例に基づく手数料の項 7 (5) の 2 の次に (5) の 3 を加える改正規定 平成21年 6月 1日
- (3) 別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項63の次に64を加える改正規定 平成21年 6月 4日